

36 在宅で介護を受けている重度の障害のある方に支給される手当は

障害のある方々に対する所得保障の一環として、著しく重度の障害により生じる精神的・物質的な負担を軽減し、自立生活の基盤を確立するため、次の手当が支給されます。

1 手当の種類

(1) 特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に支給されます。

(2) 障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給されます。

2 手当額（令和5年4月～）

(1) 特別障害者手当 月額 27,980円

(2) 障害児福祉手当 月額 15,220円

3 支給制限

いずれも、本人や扶養義務者の所得により支給が停止されることがあります。

4 支給月

2月（11月～1月分）、5月（2～4月分）、8月（5～7月分）、11月（8～10月分）

なお、手当は認定請求した日の属する月の翌月分から支給されます。

〔問い合わせ先〕

・各市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課